

新旧対照表

旧	新
第1条（定義） 本規定における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。 （1）提携サービス 当社が提供する資金決済に関するサービスおよび口座管理の利便性向上を目的としたサービスのうち、利用に際し、当社とお客さまの間での個別契約の締結が必要なサービスをいう。 具体的には次のサービスを指す。 ア XML 自動振込サービス イ XML 口座自動振替サービス ウ リンク決済サービス エ ワンタイム口座サービス オ 総合振込サービス カ 口座自動振替サービス キ 口座振替リアルタイム契約サービス ク 口座認証サービス ケ 取引明細データ伝送サービス コ 口座属性引継サービス （新規）	第1条（定義） 本規定における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。 （1）提携サービス 当社が提供する資金決済に関するサービスおよび口座管理の利便性向上を目的としたサービスのうち、利用に際し、当社とお客さまの間での個別契約の締結が必要なサービスをいう。 具体的には次のサービスを指す。 ア XML 自動振込サービス イ XML 口座自動振替サービス ウ リンク決済サービス エ ワンタイム口座サービス オ 総合振込サービス カ 口座自動振替サービス キ 口座振替リアルタイム契約サービス ク 口座認証サービス ケ 取引明細データ伝送サービス コ 口座属性引継サービス サ ANSER 接続サービス